

平成24年度 定期監査等の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 環境部
 環境保全課・資料館準備室、生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・北大谷斎場・楠衛生センター、新ごみ処理施設整備課
 3 監査実施期間 平成24年 7月11日
 4 監査結果報告 平成24年11月27日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【環境保全課・資料館準備室】	
(2) 文書管理について 自動車運行日誌において、走行距離などの記載漏れや所属長が確認していない事例が見受けられた。四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第16条に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】	【措置済】 平成24年 7月11日 指摘後、走行距離などの記載漏れを追記し、自動車運行日誌を所属長が確認した。以降、四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第16条に基づき、自動車運行日誌に記載漏れがないよう適切な事務処理に努めている。
(3) 臨時職員の任用手続きについて 臨時職員の任用に関する決裁において、申請書や宣誓書の日付が漏れていた事例が見受けられた。任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うこと。【是正事項】	【措置済】 平成24年 7月11日 指摘後、申請書や宣誓書の日付の漏れがないよう確認を徹底した。以降、臨時職員の任用手続きにおいて不備のない適切な事務処理を行うよう努めている。
【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・北大谷斎場・楠衛生センター】	
共通(2) 文書管理について ア 起案文書に決裁日が漏れていた事例が見受けられた。四日市市文書管理規程第27条に基づき、決裁日を記入して文書を完結すること。【是正事項】	【措置済】 平成24年 7月 9日 四日市市文書管理規程第27条に基づき決裁日を記入するように、7月9日の朝礼時に周知を図った。
(1) 収入事務について 窓口での収納金において、金融機関への払込みが遅延している事例が見受けられた。四日市市会計規則第86条に基づき、即日若しくは翌日の午前中までに払込みの手続きを行うこと。【是正事項】	【措置済】 平成24年 7月 9日 四日市市会計規則第86条に基づき、即日若しくは翌日の午前中までに払込みの手続きを行うように、7月9日の朝礼時に周知を図った。

<p>(2) 支出事務について 補助金の執行において、財政経営課の合議が漏れていた事例が見受けられた。予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年 7月 9日 予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適切な事務処理を行うように、7月9日の朝礼時に周知を図った。</p>
<p>(3) 文書管理について ア 執務日誌において、所属長の決裁印が漏れていた事例が見受けられた。四日市市役所処務規程第8条に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年 7月 9日 四日市市役所処務規程第8条に基づき、適切な事務処理を行うように、7月9日の朝礼時に周知を図った。</p>
<p>イ 自動車運行日誌において、走行距離などの記載が漏れていた事例が見受けられた。四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第16条に基づき、適切な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年 7月 9日 四日市市庁用自動車等の管理及び使用に関する規程第16条に基づき、記載漏れがないように、7月9日の朝礼時に周知を図った。</p>

【新ごみ処理施設整備課】

<p>共通(2) 文書管理について ア 起案文書に決裁日が漏れていた事例が見受けられた。四日市市文書管理規程第27条に基づき、決裁日を記入して文書を完結すること。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年 6月 8日 事前調査後、ただちに漏れがあった起案文書に決裁日を記入し、文書を完結した。以降、全ての職員に対し、起案文書において決裁日等の記入漏れがないよう徹底を図った。</p>
<p>(1) 支出事務について 四日市市予算の編成及び執行に関する規則第25条に該当しない食糧費について、支出負担行為兼支出命令書で処理された事例が見受けられた。請求書には出席者名簿を添付するなど適切な事務処理を行うこと。【是正事項】</p>	<p>【措置済】 平成24年 6月 8日 事前調査後、四日市市予算の編成及び執行に関する規則第25条に該当しない食糧費について、支出負担行為兼支出命令書ではなく支出負担行為及び支出命令書で処理するとともに、請求書には出席者名簿を添付するなど適切な事務処理の徹底を図った。</p>

平成24年度 定期監査等の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
 2 監査対象 環境部
 環境保全課・資料館準備室、生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・北大谷斎場・楠衛生センター、新ごみ処理施設整備課
 3 監査実施期間 平成24年 7月11日
 4 監査結果報告 平成24年11月27日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【環境保全課・資料館準備室】

<p>共通（1）財産管理について 土地・建物・工作物に関して、各担当による台帳との数量突合とともに、安全管理、品質、使用状況、事故防止などの問題がないか、所属長による現場での抜き取り実査を徹底すること。また、備品・消耗品などについても、同様に所属長の抜き取り実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、実査を行った記録（日時、対象、数量、特記事項、所属長の確認印など）を文書にして残すこと。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 3月27日 土地・建物・工作物に関し、各担当が台帳と突合せるとともに、市内の全ての大気汚染常時監視測定局を所属長が巡視した。 また、備品・消耗品などについても所属長が抜き取り実査し、記録を文書にして保存した。</p>
<p>共通（2）委託事務について 業務委託契約のなかで、特に1者単独随意契約にあっては、同一業者・団体と長期継続して契約しているものも多く、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなど、委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人材を早期に養成し、精査できるようにすること。 【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 5月27日 1者単独随意契約については、業務内容をより精査し契約内容・方法・金額等を十分検討して契約するように努めている。 契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力などを備えた人材については、研修等への参加により養成に努めていく。</p> <p>【継続努力】 平成25年11月27日 炭化水素計保守点検委託について契約方法を見直し、1者単独随意契約から入札による契約に変更した。 また、調達・契約に関する実務研修に担当職員が参加することで、研鑽に努めている。</p>

<p>また、委託後の業者牽制のためにも委託内容に関するチェック項目を定めたマニュアルの作成に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 委託後は、マニュアルを作成し、業務委託仕様書に基づく委託内容のチェックを実施し、監督職員による履行確認を徹底するよう職員に周知していく。</p> <p>【 措置済 】 平成25年11月27日 業務委託仕様書に基づくマニュアルを作成し、委託内容をチェックしている。</p>
<p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、年間1,000時間を超える職員もあり、特定の職員に業務の集中が見られるため各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 平成24年度の「四日市公害と環境未来館準備室」の開設をはじめ、係間の業務の配分を見直し職員の配置転換を行うなど、係間での事務分担の適正化、平準化を図り、時間外の縮減に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 平成25年11月27日 係内での業務の配分の見直しや、ノー残業デーの遵守など職員の意識を高め、時間外の縮減に努めている。</p>
<p>イ 特に、1か月あたり200時間を超える職員もあり、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働時間を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 3月31日 平成23年度の1か月あたり200時間を超える時間外労働は、係内で産休、育休、病休が重なり、残された職員に業務が集中したためであり、平成24年度においては病休者の復職や臨時職員の採用、係間の業務の配分の見直し、職員の配置転換などにより、労災認定基準を超える時間外労働を解消した。</p>
<p>共通(4) 主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標値の達成を図るため、所属としての具体的な取り組み内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年 5月27日 業務棚卸表の趣旨を踏まえ、平成25年度業務棚卸表において、低炭素社会の実現に向けた取組の目標値を、新エネルギー導入促進事業に基づいた件数に改めた。</p>

<p>共通(5)内部牽制体制と内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化するなど内部牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 所属長が職員に対し、認識不足や単純ミスを防ぐため会計規則等の事務処理ルールに従って事務を執行するよう指示するとともに、チェックする側の職員に対しては、点検や確認が形骸化しないよう注意喚起し、内部事務管理の徹底に努めている。</p>
<p>(1)市の低炭素社会への取組みについて 事務執行上懸案となっている事項として、「市民、企業等に低炭素社会への取組みを呼びかけていることから、市役所自体の温室効果ガスの削減が、より一層求められているため、職員一人ひとりの省エネルギーに対する意識向上と、公共施設への新エネルギー・省エネルギー機器の導入を促進する」ことを方針としている。さらに意識向上と、より一層の取組みに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成25年3月31日 市長を本部長とする四日市市エネルギー・地球温暖化対策推進本部が中心となって、市役所本庁舎・総合会館の電気使用料の削減に取り組むなど、職員の意識向上を図った。 また、公共施設へのLED照明の導入などを随時進めている。</p>
<p>(2)環境測定結果の周知について 快適生活環境社会の実現に向けた取組みとして、大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭監視測定事業を行っており、測定結果は本市のホームページにも掲載されているが、市民に対して周知すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成24年 9月 5日 平成23年度の水質汚濁監視測定結果、大気環境測定結果について、本市のホームページに掲載するとともに記者発表を行い、市民への周知を図った。</p>
<p>【生活環境課・廃棄物対策室・北部清掃事業所・南部清掃事業所・南部埋立処分場・北部清掃工場・北大谷斎場・楠衛生センター】</p>	
<p>共通(1)財産管理について 土地・建物・工作物に関して、各担当による台帳との数量突合とともに、安全管理、品質、使用状況、事故防止などの問題がないか、所属長による現場での抜き取り実査を徹底すること。また、備品・消耗品などについても、同様に所属長の抜き取り実査による紛失の有無や品質保持の確認などの牽制を行うこと。併せて、実査を行った記録(日時、対象、数量、特記事項、所属長の確認印など)を文書にして残すこと。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 財産台帳突合表を作成し、定期的に所属長による抜き取り実査を行うとともに、検査実施記録は文書化し、保存していく。</p> <p>【 継続努力 】 平成25年11月27日 財産台帳突合表を平成25年度内に作成し、所属長による定期的な抜き取り実査を行うとともに、検査実施記録は文書化し、保存する。</p>

<p>共通(2)委託事務について 業務委託契約のなかで、特に1者単独随意契約にあつては、同一業者・団体と長期継続して契約しているものも多く、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなど、委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人財を早期に養成し、精査できるようにすること。 【改善事項】</p>	<p>【継続努力】平成25年5月27日 契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人財の養成については、OJTによる技術・技能の伝承のほか、研修機会の積極的な活用を図っていききたい。</p>
<p>また、委託後の業者牽制のためにも委託内容に関するチェック項目を定めたマニュアルの作成に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】平成25年11月27日 全庁的な事案であるが、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人財の養成については、OJTによる技術・技能の伝承のほか、研修機会の積極的な活用を図っていききたい。</p>
<p>共通(3)労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、年間1,000時間を超える職員もあり、特定の職員に業務の集中が見られるため各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】平成25年5月27日 マニュアルの作成にあたって、全庁的な調整の中で改善を図っていききたい。</p> <p>【措置済】平成25年11月27日 生活環境課として、独自のチェック項目を定めて、事業者への牽制を実施した。</p>
<p>イ 特に、1か月あたり200時間を超える職員もあり、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】</p> <p>* 過労死の労災認定基準：発症前1か月に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働時間を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【措置済】平成24年6月9日 業務分担の見直しを図り、平成24年度においては、年間360時間を超える時間外業務を行った職員を減少することができた。</p> <p>【措置済】平成24年6月9日 特定の職員に業務が集中しないよう事務分担の見直しを図り、時間外勤務の縮減に努めており、平成24年度においては、発症前1か月に概ね100時間という労災認定基準を上回るような時間外勤務は行っていない。今後も適正な労務管理に努める。</p>

<p>共通（４）主要事業の目標設定と評価について 業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標値の達成を図るため、所属としての具体的な取り組み内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 5月10日 平成25年度の業務棚卸表では、目標設定と評価について再検討し、表現方法を改めるなど、より分かりやすいものとなるよう見直しを実施した。</p>
<p>共通（５）内部牽制体制と内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化するなど内部牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 5月27日 決裁時等、指摘が生じる事案については、朝礼などでの注意喚起や個別に指導を行うなど、質的改善に努める。</p> <p>【措置済】 平成25年11月27日 決裁時等、指摘が生じる事案については、朝礼などでの注意喚起や個別に指導を行い、質的改善に努めた。</p>
<p>（１）四日市市生活環境公社への委託業務について 四日市市生活環境公社に委託している資源物収集処理業務では、回収した資源ごみについて有償で処分した経費を支払っている。売却処分した資源ごみの数量や単価について、報告を受けるだけでなく、現地で立ち会って契約項目ごとに履行状況を確認するとともに、業務改善要求や積算単価の見直しなどにより価格引下げ交渉を徹底して行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年5月27日 今後は、事務所への立入検査を行い、計量票の確認などを行うとともに、業務内容の見直しなどに努める。</p> <p>【措置済】 平成25年11月27日 平成25年11月から、事務所への立ち入りを行い、数量などの確認を実施している。 また、委託料について、平成26年度予算の積算にあたり、更に精査を行った。</p>
<p>（２）エコステーション設置促進事業等について エコステーション設置事業と資源物集団回収奨励事業で資源化ごみの啓発に努めているが、市全体の資源化率にどれくらい寄与しているのか事業として効果を把握し、リサイクル率の引き上げに努めること。【要望事項】</p>	<p>【継続努力】 平成25年 5月27日 当該事業を実施することで、資源化率は平成23年度では27.4%となり、対前年度比0.5ポイント上がった。 今後は、当該事業の周知を更に行うなどにより、資源化率の向上に努める。</p> <p>【措置済】 平成25年11月27日 当該事業を実施することで、資源化率は平成24年度では28.7%となり、対前年度比1.3ポイント上がった。 また、市ホームページを活用し、当該事業の周知を行った。</p>

<p>(3) 北大谷斎場の運営について 北大谷斎場の利用者に対するアンケートについて、設問の仕方を工夫し、委託事業者はその結果を示すなど、施設に対する利用者の満足度が増すよう努めること。 また、施設運営に要する収支状況や公費負担の割合は、今後の施設運営や住民に対する重要な行政情報となるので、その算定の精度を高めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 アンケートについては、委託業者にアンケート結果を示し、利用者の満足度向上に努めていく。 施設運営に要する収支状況や公費負担の割合等は、今後は算定方法を精査して、その精度を高めるよう努める。</p>
<p>(4) 収入未済額及び不納欠損について し尿汲み取り手数料等の収入未済額については、具体的な取組みの目標設定を行い、徴収率を上げるよう努力すること。 また、不納欠損について、公平性を担保し現場の声を聞きながら滞納額が増えないようにする一方、不納欠損額が増えないように努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 11月27日 アンケートについては、今後も委託業者にアンケート結果を示し、利用者の満足度向上に努めた。 施設運営に要する収支状況や公費負担の割合等は、他市の状況等を把握して、比較を行い精度を高める。</p> <p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 汲み取り手数料滞納者には、し尿収集を定期収集から不定期収集とする、また分割納付により納付を進める等の手法をとり、滞納整理を進めるとともに、不納欠損が増えないよう努めていく。</p> <p>【 措置済 】 平成25年 11月27日 これまでは、定期収集から不定期収集への移行にあたっては、3年以上かつ3万円以上の滞納者を基準としていたが、25年度からは、1万円以上の滞納あるいは1年以上の滞納者に基準を変更し、早期の未納解消をはかるとともに、滞納額が高額にならないようにした。 収納率は平成24年10月30日の時点では46.93%であったが、平成25年10月30日時点では、47.61%となっている。 不納欠損額については、平成24年度は103,140円であったが、平成25年度は平成24年度を超えないように努める。</p>
<p>(5) 現金等の管理について 清掃事業所等では、搬入ごみ等の手数料を現金収納しているが、翌日に持ち越す現金を減らすため、金融機関等への入金時刻を検討すること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成24年 6月 9日 最寄りの金融機関への所要時間を考慮の上、各事業所ごとで時刻を定め、入金に行くよう改めた。</p>
<p>また、現金出納事務において、事故等が発生しないように、日常のチェック体制、上位職による内部牽制を再点検し、その管理には十分に注意を払うこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成24年 6月 9日 上位職による内部牽制の体制を再点検し、複数チェックの徹底を確認した。今後も適正な管理に努める。</p>

<p>(6) 地元要望への対応について ごみ処理施設については、地元の理解が必要であり、地元対策をすべて否定するものではない。しかし、大矢知地区集会所へのAED(*)機器設置及び関連消耗品購入補助は、全市的な影響も考えられる。地域間での公平性の欠如や半永久的な負担の継続などについて、本市としての地元対策の考え方を整理し、統一した方針、基準を早期に決定すること。 【改善事項】</p> <p>* AED：自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator) のこと。心停止を起こした傷病者の心臓に電気ショック (除細動) を与えて蘇生させる機器。</p>	<p>【措置済】 平成25年 3月29日 本市としての地元対策の考え方を整理し、議会に諮り、方針を決定した。</p>
<p>【新ごみ処理施設整備課】 共通(2) 委託事務について 業務委託契約のなかで、特に1者単独随意契約にあつては、同一業者・団体と長期継続して契約しているものも多く、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなど、委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人材を早期に養成し、精査できるようにすること。 【改善事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 5月27日 業務委託契約においては、これまでも契約内容・方法・金額等について十分検討した上で発注するように努めている。今後も内外の研修への参加等により、職員の専門能力、積算能力のさらなる向上に努めていく。 なお、本課で発注する委託業務は測量・設計業務及び除草業務が主であり、公共単価を用いて適正に積算している。また、30万円以上の原課で行う委託契約についても工事に準じて事前設計を行っている。</p>
<p>また、委託後の業者牽制のためにも委託内容に関するチェック項目を定めたマニュアルの作成に取り組むこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 平成25年 5月27日 委託後は業務委託仕様書を用いた委託内容に関するチェックが不可欠であり、監督職員による履行確認を適宜実施するとともに、業務完了時には検査職員による確認を行うことを徹底している。また、原課で契約する委託業務においても工事に準じ、「発注・監督・検査チェックリスト」を用い各段階におけるチェックを行っている。</p>

<p>共通(3) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、年間1,000時間を超える職員もあり、特定の職員に業務の集中が見られるため各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みに努めること。 【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 長期間にわたる時間外勤務は、公務能率並びに職員の健康管理の面から望ましいものではないと認識しており、特定の職員への業務集中等を未然に防止するため事業の進捗管理を徹底し、事務分担の適正化、平準化に努める。</p>
<p>イ 特に、1か月あたり200時間を超える職員もあり、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】 * 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働時間を過重業務の評価の目安としている。</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年 5月27日 平成23年度は、用地買収や事業の発注業務等により一時的に業務量が增大した状況であったが、平成24年度には、用地買収が完了する等により前年度と比較し全体的な業務量が減少したため、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況は生じなかった。今後も著しい長時間勤務が発生しないよう事業の進捗管理を徹底していく。</p>
<p>共通(5) 内部牽制体制と内部事務管理について 事務処理の基本的な部分で、いくつかの指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項を定型化するなど内部牽制体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。【改善事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成25年11月27日 平成24年度には用地買収や事業者選定等が完了し全体的な業務量が減ったため、過労死の労災認定基準を上回る勤務状況は生じなかったが、平成25年度には、建設工事の着工等により一時期に業務量が増加し、一部の職員において加重業務が生じた。 今後、施工事業者及び設計監理業務を請け負うコンサルタントと効率よく業務を進めることにより、長時間労働の抑制に努める。</p> <p>【 措置済 】 平成25年 4月 1日 事務処理の基本的な部分での認識不足やミスが生じないように、会計規則等の事務処理ルールについて所属内での周知を徹底した。また、本課では係がないことからこれまで決裁については起案者から直接課長補佐へ回議するケースがあったが、本年度より回議ルートにおいて課付主幹2名を係長の代理に定め、工事等の起案についてはそれぞれの工事種別(土木系、営繕系)に応じて課付主幹を経由して回議するように改めた。</p>

<p>(1) 職員の専門性の向上について 新ごみ処理施設の整備にあたって、そのプラントの仕様や業者選定支援の技術的なアドバイスなど最先端の技術を吸収できる機会として、職員の専門性を高めることに努めること。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成 2 5 年 5 月 2 7 日 新ごみ処理施設の整備については、職員にとっても建築、設備等の各分野における最新の技術を吸収できるまたとない機会と認識しており、専門コンサルタントの活用や、先進地視察、研修参加等を通じて職員の専門性向上に努めている。</p>
<p>(2) 朝日、川越二町環境事務受託費収入について 新ごみ処理施設整備に伴う二町からの環境事務受託費について、その積算根拠を精査して応分の負担を求めるよう要望する。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 平成 2 5 年度は複数の先進都市の視察を行うとともに研修にも参加し、建築及びプラントに関する最先端の技術について調査・研究を行った。今後も引き続き技術面での職員の専門性向上に努め、ごみ処理施設の設計及び施工に生かしていく。</p> <p>【 措置済 】 平成 2 5 年 3 月 2 9 日 二町からの環境事務受託費については、対象となる歳出（工事請負費、委託費等）及び歳入（国庫支出金等）を十分精査して積算しており、平成 2 4 年度についても適切な積算により額を確定するとともに積算根拠を明示した資料を添えて二町に通知した。</p>